

2026年度 障害福祉の手引き



手引きの見方

1ページ目をご覧ください。あなたの持っている手帳の種類、障害名、等級を探してください。

あなたが該当する福祉サービスには、○印または△印がついています。

(○は該当、△は該当に一定の条件がある場合の印です。)

印のついている福祉サービスの内容は、3～8ページで確認してください。

○印または△印がついている福祉サービスの利用を希望するかたは、最終ページにある各窓口までお問合せください。

深谷市

2026年4月1日発行

障害等級別該当事業一覧（○：ほぼ該当、△：一部該当、介：介護保険優先、☆：児童対象）

		医療費助成			手当・年金等						日常生活改善										
障害者手帳の種別	障害の種別及び等級	障害の等級	重度心身障害者医療費の助成	自立支援医療費			在宅重度心身障害者手当	特別障害者手当	障害児福祉手当（☆）	心身障害者扶養共済	特別児童扶養手当（☆）	児童扶養手当（☆）	障害基礎年金	障害厚生年金	居宅介護（介）	デイサービス（介）	児童の通所等支援（☆）	短期入所（ショートステイ）（介）	福祉有償運送・生活サポート	おむつサービス（介）	訪問入浴サービス（介）
				更生医療の給付	育成医療の給付（☆）	精神通院医療費															
身体障害者手帳	視覚障害者	1	△	△	△		△		○	△	○	○			△	△	△	△	○	△	
		2	△	△	△		△		△	△	○	○			△	△	△	△	○	△	
		3	△	△	△					△	○				△	△	△	△	○	△	
		4		△	△										△	△	△	△	○		
		5		△	△										△	△	△	△	○		
		6		△	△										△	△	△	△	○		
	聴覚・平衡機能障害	2	△	△	△		△		△	△	○	○			△	△	△	△	○	△	
		3	△	△	△					△	○				△	△	△	△	○	△	
		4		△	△										△	△	△	△	○		
		5		△	△										△	△	△	△	○		
		6		△	△										△	△	△	△	○		
		音声・言語機能障害	3	△	△	△					△	○				△	△	△	△	○	
	4		△注	△	△										△	△	△	△	○		
	肢体不自由 上肢・下肢 体幹	1	△	△	△		△	△	○	△	○	○			△	△	△	△	○	△	○
		2	△	△	△		△		△	△	○	△			△	△	△	△	○	△	○
		3	△	△	△					△	○				△	△	△	△	○	△	
		4	△注	△	△						△				△	△	△	△	○		
		5		△	△										△	△	△	△	○		
		6		△	△										△	△	△	△	○		
	内部障害	1	△	△	△		△		○	△	○	△			△	△	△	△	○	△	
2		△	△	△		△			△	○	△			△	△	△	△	○	△		
3		△	△	△					△	○				△	△	△	△	○	△		
4		△	△	△										△	△	△	△	○			
療育手帳	最重度A	△				△	△	○	△	○	○			△	△	△	△	○	△		
	重 度A	△				△			△	○	○			△	△	△	△	○	△		
	中 度B	△							△	○				△	△	△	△	○	△		
精神障害者保健福祉手帳	1 級	△			○	△	△	△	△	△	△			△		△	△	○			
	2 級	△注			○				△	△				△		△	△	○			
	3 級				○				△					△		△	△	○			
難病患者														△		△	△	△			
所得等に応じての負担有無		×	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
所得制限の有無		○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
ページ		3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	
備 考		△注	△注	18歳未満の障害児		在宅障害者のかた	在宅障害者のかた	在宅障害児のかた	原則掛金の支払あり	県の嘱託医が判定	県の嘱託医が判定	4 納付要件等あり	4 納付要件等あり	4 個人負担あり	4 個人負担あり	4 個人負担あり	5 個人負担あり	5 個人負担あり	5 ※長寿福祉課でおむつサービス有	5 家庭で入浴が困難な場合	

日常生活改善					補装具 日常生活用具			社会参加への促進					税金の軽減				その他の割引		障 害 の 等 級				
聴覚障害者等への情報提供	ふっかちゃん子ども福祉事業(☆)	居宅改善整備の補助(介)	徘徊者探索システム	緊急通報システム	NET119緊急通報システム	補装具の交付及び修理(介)	日常生活用具(住宅改修以外)(介)	日常生活用具(住宅改修)(介)	車椅子貸し出し(介)	福祉タクシー利用料金助成	自動車等燃料費の補助	自動車改造費の補助	自動車運転免許取得費の補助	手話通訳・要約筆記者の派遣	身体障害者補助犬の給付	所得税・相続税の障害者控除	市民税の障害者控除	贈与税の非課税		自動車・軽自動車税の減免	有料道路の割引	NHK放送受信料	
																			半額免除			全額免除	
	○	△		△		△	○	△	△	○	○	△	△		○	○	○	○	○	△	△	△	1
	○	△		△		△	○	△	△	○	○	△	△			○	○	○	○	△	△	△	2
	○	△		△		△	△	△	△	○	○	△	△			○	○		○	△	△	△	3
	○	△				△	△	△	△			△	△			○	○		△	△	△	△	4
	○	△				△	△	△	△			△	△			○	○			△	△	△	5
	○	△				△	△	△	△			△	△			○	○			△	△	△	6
○	○	△		△	△	△	○	△	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	2
○	○	△		△	△	△	○	△	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	3
○	○	△		△	△	△	△	△	△			△	△	○	○	○	○		△	△	△	△	4
○	○	△		△	△	△	△	△	△			△	△	○	○	○	○		△	△	△	△	5
○	○	△		△	△	△	△	△	△			△	△	○	○	○	○		△	△	△	△	6
○	○	△		△	△	△	○	△	△	○	○	△	△	○		○	○		△	△	△	△	3
○	○	△		△	△	△	△	△	△			△	△	○		○	○		△	△	△	△	4
	○	△		△		△	○	△	△	○	○	△	△		○	○	○	○	△	△	△	△	1
	○	△		△		△	○	△	△	○	○	△	△		○	○	○	○	△	△	△	△	2
	○	△		△		△	△	△	△	○	○	△	△			○	○		△	△	△	△	3
	○	△		△		△	△	△	△			△	△			○	○		△	△	△	△	4
	○	△		△		△	△	△	△			△	△			○	○		△	△	△	△	5
	○	△		△		△	△	△	△			△	△			○	○		△	△	△	△	6
	○	△	○				○	△	△	○	○	△	△			○	○	○	△	△	△	△	Ⓐ
	○	△	○					△	△	○	○	△	△			○	○	○	△	△	△	△	A
	○	△	○					△	△	○	○	△	△			○	○	○	△	△	△	△	B
	○	△	○					△	△	○	○	△	△			○	○	○	△	△	△	△	C
	○	△						△	△	○	○	△	△			○	○	○	△注		△	△	1
	○	△						△	△	○	○	△	△			○	○				△	△	2
	○	△						△	△			△	△			○	○					△	3
	○	△				△	△	△	△														難病
×	△	○			×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○					×	×	×	
×	△	○			×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×					×	×	○	
5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8
	事業ごとに個別の要件あり	在宅のかた	定額制	6 常時注意が必要なかた(要件あり)	6 事前登録が必要	6 県の判定が必要	6 在宅のかた	6 在宅のかた	6 一時的に車いすが必要なかた	7 自動車燃料費との選択制	7 タクシー券との選択制	7 (障害者本人が所有し運転 要事前相談)	7 事前相談・申請が必要	7 聴覚障害のかた	7 18歳以上の視覚障害者等	8	8	8	8 △注 精神通院医療費の支給 対象となるかた	8	8 障害者が世帯主で契約者の場合	8 世帯員全員が市町村民税非課税	8

この表は令和6年4月現在のものです。内容が変わることもあります。

障害のあるかたへの主な福祉サービス

- * サービス内容欄に窓口が記入されていないものについては、障害福祉課へお問い合わせください。
- * この一覧はサービス内容を簡潔に記載したものです。サービスを受けるためには事前に申請が必要な場合があります。詳しくは各窓口へお問い合わせ下さい。

<マークの説明>

☒ …介護保険制度でのサービスが優先 ④ …施設入所しているかたでも受けられるサービス

△施…施設入所しているかたでも一部利用が可能です。条件についてはお尋ねください。

区 分	サ ー ビ ス	内 容
医療費助成	重度心身障害者医療費の助成	<p>病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額(高額医療費・附加給付金を除く)を助成します。</p> <p>【令和8年1月から】精神障害者保健福祉手帳2級を有するかたが対象となり、自立支援医療(精神通院医療)の自己負担額のみ助成対象となります。</p> <p>*助成金の請求には時効があります。</p> <p>*65歳以上で新たに手帳を取得したかたは助成対象外です。</p> <p>※所得制限があります。</p> <p>※高額医療費・附加給付金の手続きは別途必要です。申請等の詳細は各保険者に問い合せてください。</p>
	更生医療	<p>障害の軽減等に効果のある医療を指定医療機関で受けられます。その際、医療費が1割になり、所得等に応じて月額上限負担が定められます。</p> <p>*事前に申請し、県の判定が必要になります。</p>
	育成医療	<p>障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療を国が指定する医療機関で受けられます。その際、医療費が1割になり、所得等に応じて月額上限負担が定められます。</p> <p>18歳未満の障害児が対象になります。</p>
	精神通院医療費助成	<p>精神疾患で通院されているかたは、医療費が1割になり、所得等に応じて月額上限負担が定められます。</p>
手当・年金等	在宅重度心身障害者手当	<p>在宅で重度の心身障害のあるかたに、月額 5,000 円を支給します。*所得制限があります。</p> <p>*施設入所しているかたおよび65歳以上で新たに手帳を取得したかた、障害者本人が住民税を課税されている場合は、支給対象外となります。(支給月3月、9月)</p>

区分	サービス	内容	
手 当 ・ 年 金 等	特別障害者手当	20歳以上で在宅の重度障害者であり、日常生活で常時特別な介護が必要な場合に月額 30,450 円を支給します。*所得制限があります。 ※施設に入所しているかた、病院等に3ヶ月以上入院しているかた、本人および扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、支給対象外となります。	
	障害児福祉手当	20歳未満で在宅の重度障害者であり、日常生活で常時特別な介護が必要な場合に月額 16,560 円を支給します。 *所得制限があります。 *施設に入所しているかた、障害を事由とする年金を受給しているかた、本人及び扶養義務者に一定の所得がある場合は、支給対象外となります。(支給月2月、5月、8月、11月) ※超重症心身障害児のかたは、障害児福祉手当と在宅重度心身障害者手当が併給できます。	
	心身障害者扶養共済制度 施	障害者の保護者で65歳未満のかたは、扶養共済に加入することができます。加入者が死亡したときなどに障害者(児)に年金が支給されます。掛金は加入者の年齢によって決まります。年金額は1口20,000円です。	
	特別児童扶養手当	20歳未満で、一定の障害がある子どもを養育している父母または養育者に重度月額 58,450 円、中度月額 38,930 円を支給します。	
	児童扶養手当	父または母に一定の障害があり、子どもを養育している世帯等に支給します。	
	障害基礎年金 施	国民年金加入中、一定の障害のある状態になったときに受給できます。20歳前に障害認定されたかたは20歳になったときから受給できます。*納付要件等あり	
	障害厚生年金 障害手当金 施	厚生年金保険加入中、一定の障害のある状態になったときに受給できます。また軽度の障害が残った場合には障害手当金が受給できます。*納付要件等あり	
	産科医療補償制度	出生した子どもが重度脳性まひになって要件を満たした場合、重度脳性まひ児とその家族の経済的負担を補償します。 申請期間は満1歳の誕生日～満5歳の誕生日まで	
	日常生活改善	居室介護(ホームヘルパーの派遣) 介	重い障害のため、日常生活に支障のある障害者のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助、移動介護等のサービスを行います。
	デイサービス 介	通所により創作的活動、機能訓練等の各種サービスを提供します。	

区分	サービス	内容	
日常生活改善	児童の通所等支援 (児童福祉法に基づく)	障害のある子どものためのサポートとして4つの通所支援サービスがあります。通所利用の障害児やその家族に対して相談支援および療育を行います。 (P12を参照してください。)	
	短期入所 (ショートステイ)	保護者又は家族が病気・出産・事故または私的理由などにより一時的に障害者(児)を介護できなくなった場合などに、短期間施設などへ入所することで、入浴、食事の介護が受けられるサービスです。	
	福祉有償運送 生活サポート	【福祉有償運送】 NPO 法人等が会員登録された身体、知的、精神障害者や要介護、要支援認定者等を対象に、営利とは認められない範囲の対価により、自家用自動車(白ナンバー)を使用して行う移送サービスです。利用については直接事業所へお問合せください。 【生活サポート】 市に登録された団体から、送迎、一時預かり、派遣による介護、外出援助など生活支援サービスを受けられます。 ※介護保険や障害福祉サービスが優先となります。 ※未就学児については、送迎の利用はできません。 *950円/時間の自己負担があります。 *18歳未満の場合は扶養義務者の前年所得税額により利用者負担額が異なります。	
	おむつサービス	在宅で常時失禁状態にあり、対象要件に該当するかたへおむつを月1回配送します。長寿福祉課へご相談ください。 ただし、身体障害者手帳をお持ちで脳性麻痺等脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者で常時失禁状態にある3歳以上の障害児(者)のかたは、P6の日常生活用具から支給されます。	
	訪問入浴サービス	重度身体障害者の家庭へ訪問入浴車を月5回(年間52回)まで派遣します。所得税課税世帯は1回 1,240 円です。	
	聴覚障害者等への 情報提供	聴覚、音声・言語機能障害者に対し、防災無線の緊急の情報をファクシミリで送信して提供します。	
	ふっかちゃん子ども福祉事業	障害児療育 経費助成事業	障害児が医師の指示のもと実施される専門性の高いものとして認められる療育事業(保険診療、障害福祉サービス、障害児通所支援その他の制度により給付費等の支給がされるものを除く)に参加する際に、参加費用の1/2(最高月額 5,000 円まで)を補助します。 ※事前の認定が必要です。
		障害児スポーツ 助成	障害者スポーツ(パラリンピック競技、全国障害者スポーツ大会競技)を行う障害児に対して、①障害者スポーツのために必要な補装具等の購入費用又は修理費用の10分の9の額を障害児1人当たり年額上限 500,000 円まで助成します。②障害者スポーツのために必要な用具又は消耗品の購入費用を2分の1の額を障害児1人当たり年額上限 40,000 円まで助成します。
	居宅改善整備の補助	居宅、便所、浴室等居宅の一部を障害にに応じて使いやすく改造する費用を補助します。*事前の申請が必要です。	

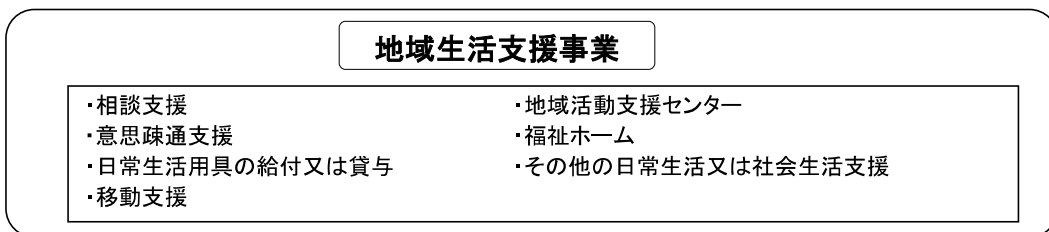
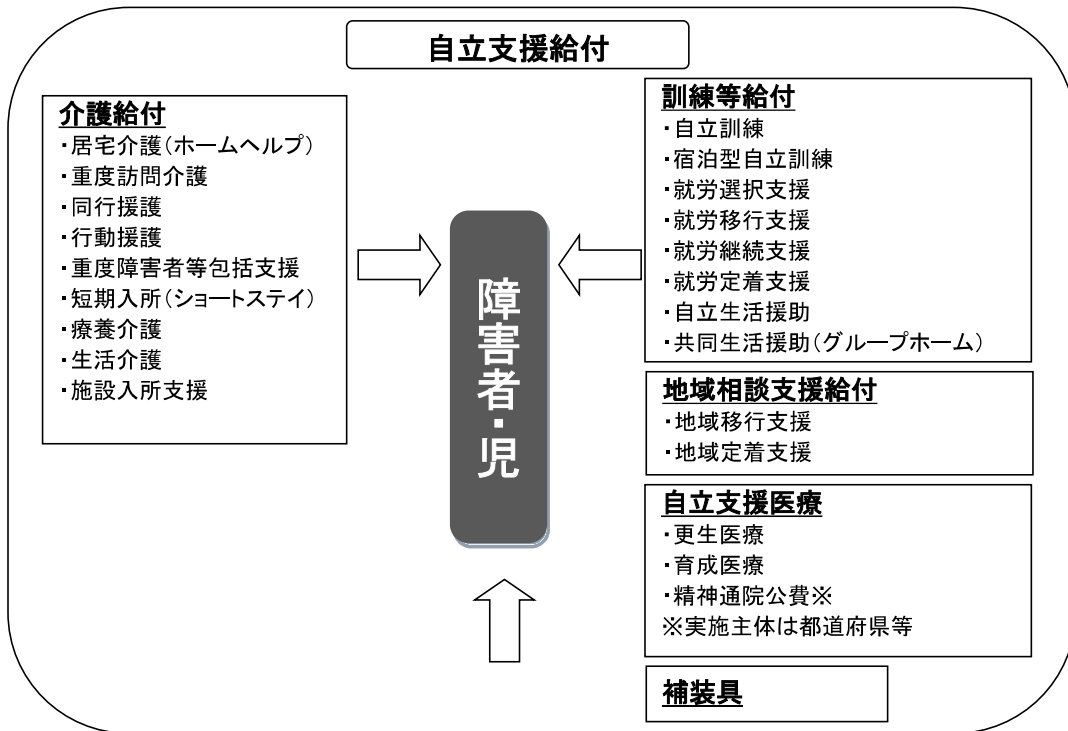
区分	サービス	内容
日常生活改善	徘徊者探索システム	外出した場合に家に帰ることのできない知的障害者(児)に貸し出す携帯用通信端末を通じて位置情報の確認や緊急時に委託業者が家族等に代って現地に急行するサービスです。 *事前の申請登録が必要です。 *高齢者には同様のサービスがあります。(お問い合わせは長寿福祉課へ)
	緊急通報システム	体調が急変し、助けが必要な時に通報器(本体または、無線ペンダント)を押すことでガードマンが駆けつけます。 また、健康相談も対応します。(対象者②③④の場合、利用者負担あり) 対象者…65歳以上、または身体障害者手帳1～3級の交付を受けており、かつ、慢性的な病気等で、常時注意が必要な以下のかた ① 一人暮らしのかた ② 同一敷地内に親族が居住している一人暮らしのかた ③ 同居している親族が就労・就学のため日中不在となるかた ④ 同居している親族が65歳以上の高齢者で慢性的な病気があり、常時注意が必要なかた 窓口…長寿福祉課
	NET119緊急通報システム	音声で通報が困難なかた(聴覚、音声・言語・そしゃく機能障害のかた)の119番サービスです。事前登録制で、登録者自身が所有している携帯電話やスマートフォンを使用して自宅や外出先から通報することができます。(アプリではありません) 窓口…指令課 TEL571-0119 Fax571-5898
補装具・日常生活用具	補装具の交付及び修理 介	身体の障害を補い日常生活の向上を図るため補装具を障害名や障害部位に応じて交付します。 *事前の申請が必要です。医師の意見書や県の判定が必要な場合があります。 補装具の種類…車いす、義肢、補聴器など
	災害時におけるストーマ用装具保管事業	地震など災害時の自宅の倒壊・水没などの発生、又はその危険により避難指示などが発令し、市の指定避難所などに避難した場合など、自宅などで備蓄しているストーマ用装具が使用できなくなった場合に備えて、人工肛門・人工膀胱を造設されているかた(オストメイト)個人が所有するストーマ用装具を市役所本庁舎内に保管する事業です。*事前の申請が必要です。
	日常生活用具 介	日常生活の向上を図るため、障害の種類および程度により用具を給付します。*事前の申請が必要です。
	日常生活用具 住宅改修費 介	障害等に起因する生活のしずらさを住宅改修により改善されるかたに給付します。(手すりの取り付けや、床段差の解消等) *事前の申請が必要です。
	車椅子の貸し出し 介	単独での歩行が不自由なかたで常時介護の必要なかたに対して1ヶ月以内を原則に貸し出します。 *施設や病院に入っているかたは対象外となります。

区分	サービス	内 容
社会参加への促進	福祉タクシー 利用料金助成 △施	タクシーの基本料金相当額を補助する利用券を、年間最大28枚交付します。ただし、年度途中の申請者及び燃料費補助から切り替えたかたについては、登録を行った月ごとに交付枚数が異なります。 《自動車燃料費補助対象者はどちらかを選択》 ※長寿福祉課のねたきり高齢者等移動支援事業と併給不可
	自動車等燃料費の補助	障害者本人または介護者所有の自動車もしくはバイクを運転する燃料費の一部を補助します。限度額は自動車：燃料1ℓにつき50円×25ℓ=1,250円/月、バイク：燃料1ℓにつき50円×5ℓ=250円/月 ※事前の登録が必要です。 《福祉タクシー利用補助対象者はどちらかを選択》 ※長寿福祉課のねたきり高齢者等移動支援事業と併給不可
	自動車改造費の補助	障害者が自ら運転出来るように自動車の一部(ハンドル、ブレーキ、アクセルなど)を改造するための費用を100,000円まで補助します。 *所得制限があります。 ※事前の申請が必要です。
	自動車運転免許取得費の補助	障害者が運転免許を取得する必要がある場合、その経費の2/3以内で120,000円を限度に補助します。 *所得制限があります。 ※事前の申請が必要です。
	手話通訳者の派遣	各種の手続きや相談等が円滑に行われるよう手話通訳者を派遣します。 窓口…深谷市社会福祉協議会
	要約筆記者の派遣	社会参加が円滑に行われるよう要約筆記者を派遣します。 窓口…埼玉聴覚障害者情報センター
	身体障害者補助犬の給付	盲導犬、介助犬、聴導犬を利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることができるかたに身体障害者補助犬を給付します。 ※詳細は県の福祉推進課まで

区分	サービス	内 容
税金の軽減	贈与税の非課税 ④	重度障害者が一定の信託契約により金銭、有価証券その他の財産を信託銀行に信託したときは、6,000万円を限度に贈与税が非課税になります。 窓口…熊谷税務署
	自動車税、軽自動車税の減免 ④	障害の区分や級別等が一定以上の場合には、減免が受けられます。 なお、減免を受けていたかたが、再判定などにより障害等級が下がり該当しなくなった場合は、減免に該当しなくなった旨の届出が必要となります。 届出が遅れると、あとから該当しなかった期間の自動車税をさかのぼってまとめて納める場合があります。 窓口…埼玉県自動車税事務所熊谷支所(自動車税)、市民税課(軽自動車税)
	所得税、相続税、市民税の障害者控除 ④	障害者が所得税、及び住民税の納税義務者本人または控除対象配偶者・扶養親族の場合、税金の控除が受けられます。また、相続により財産を取得した場合は相続税額から一定額が控除されます。 窓口…熊谷税務署(所得税・相続税) 市民税課(住民税)
その他の割引	有料道路の割引(ETCを含む) ④	身体障害者が自ら運転する場合、または重度(第1種)の障害者(児)を乗せて介護者が運転する場合は、料金の割引を受けることができます。詳細は「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご覧ください。 *事前登録が必要です。 申請窓口…障害福祉課または各総合支所 問い合わせ…有料道路 ETC 割引登録係
	NHK 放送受信料の免除	障害の程度及び所得の状況により全額または半額免除が受けられます。 全額:世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 半額:視覚・聴覚障害者または重度の障害者が世帯主で契約者の場合 申請窓口…障害福祉課または各総合支所 問い合わせ…NHKさいたま放送局 Tel 048-833-2045(10:00~17:00 土・日・祝日を除く)

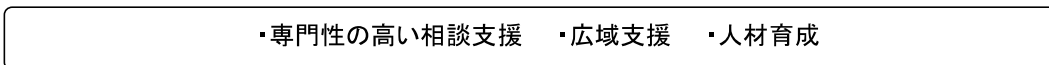
障害者総合支援法による福祉サービス

市町村



支援

都道府県



・介護給付

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 (家事援助、身体介護、通院介助)
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要なかたに、居宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動の介護などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。 ※視覚障害の人が対象。視覚障害以外は、地域生活支援事業の移動支援事業になります。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要なかたで、意思疎通を図ることに著しい支障があり行動が困難なかたに、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(障害者支援施設での夜間ケアなど)	

・訓練等給付

訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型=雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労に向けた支援を受けて一般就労した障害のあるかたが職場に定着できるように、一定期間、医療機関との連絡調整、就労に伴う生活面の課題に対する相談等を就職先の事業所や自宅を訪問するなどして支援します。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害のあるかたについて、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な情報提供や助言を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるために必要な支援を行います。

・地域相談支援給付

地域移行支援	障害者支援施設に入所又は精神科病院に入院している精神障害の人が、住居の確保など地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	自宅にて単身等で生活する人につき、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他の必要な支援を行います。

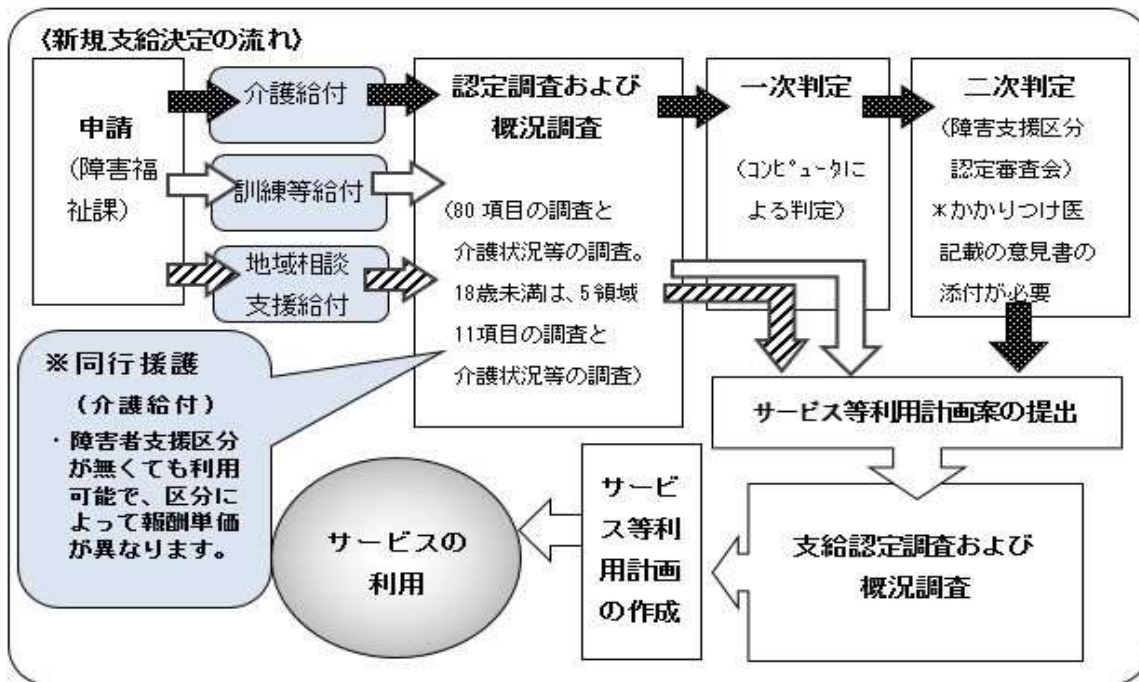
福祉サービス支給決定手続き

全国統一基準の認定調査と医師意見書からなるアセスメントによって、市町村に設置される審査会において、障害支援区分を審査判定し、その結果(二次判定)に基づき市町村において障害支援区分を認定します。

※医師の意見書や80項目の聞き取り調査を基に障害支援区分認定審査会で認定された障害支援区分により受けられるサービスが異なります。また、利用者負担はサービス量と所得に応じて異なります。

※支給決定には時間がかかりますので事前にご相談ください。

※「サービス等利用計画案」は計画相談事業所に依頼する場合と自分で作成する場合(セルフプラン)があります。

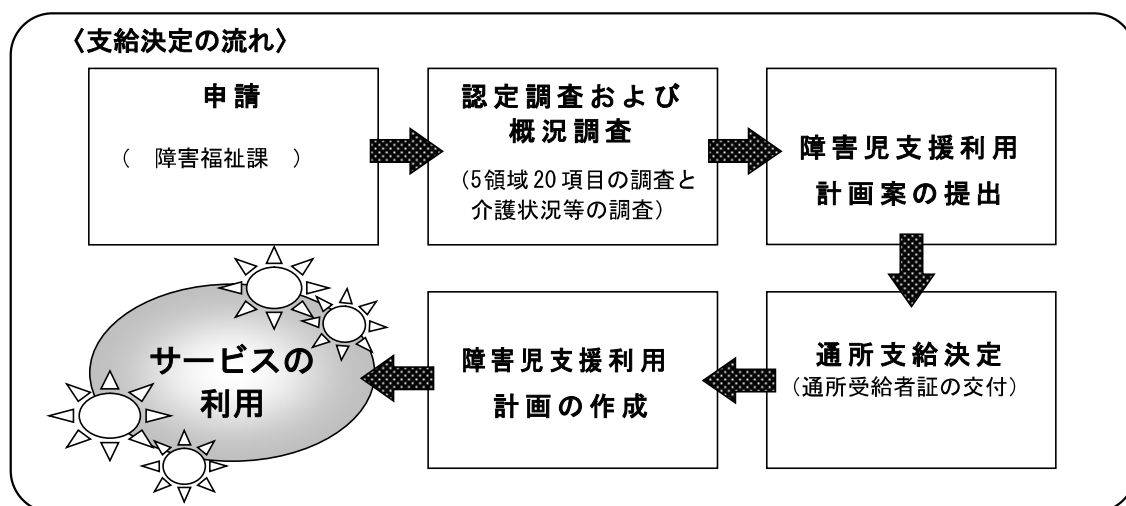


地域生活支援事業による福祉サービス

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
地域活動支援センター	精神障害のある人を対象に、地域において精神障害者の社会復帰の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の提供、日常生活に関する支援や相談、社会との交流の促進等の支援を行います。
日常生活用具給付事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、デイサービス事業等

児童福祉法における障害児通所支援

事業名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害により外出が困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等、生活能力の向上のための支援を行います。



* サービス内容や利用方法については、障害福祉課へお問い合わせください。

その他の各種サービス

★このサービスを受ける際には、各窓口にお問合せください。★

サービス	内 容
深谷市公式LINE	市のお知らせや防災・防犯情報などをLINEで配信しています。「深谷市メール配信サービス」と同じ情報を受けとることもできます。
	窓口…深谷市秘書課 TEL574-6631 Fax574-8531
深谷市避難情報等架電サービス	災害時に市が発信する避難情報等を「市のメール配信サービスやホームページなどで取得するのが困難な方」を対象に、自動音声で電話に情報を配信するサービスです。 対象…①原則として、携帯電話・スマートフォンをお持ちでない方 ②市内在住の方
	窓口…深谷市総務防災課 TEL574-6635 Fax573-8250
埼玉県思いやり駐車場制度	障害者など歩行が困難な方のための駐車区画について、利用者の範囲を定め、利用証を交付することで、駐車区画の適正利用を推進するものです。
	利用証交付窓口…障害者・難病患者 障害福祉課 高齢者 長寿福祉課 妊産婦・けが人 保健センター
図書郵送貸出サービス	来館することが困難な方のために、図書を郵送で貸し出します。郵送料の自己負担はありません。詳しくは深谷市立図書館へお問い合わせください。対象…肢体不自由 1、2級
	窓口…深谷市立図書館 TEL571-8210
不在者投票(郵便投票)	選挙人で身体に重度の障害がある方が自宅で郵便による投票ができる制度です。事前に郵便等投票証明書の交付を受け、選挙ごとにこの証明書を提示し、選挙の期日前4日までに投票用紙、投票用封筒を請求してください。 対象…両下肢、体幹又は移動機能の障害の程度が1、2級 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸又は小腸の障害の程度が1、3級 免疫又は肝臓の障害の程度が1～3級
	窓口…深谷市選挙管理委員会 TEL574-6664

サービス	内 容
JR、バス、国内航空運賃の割引	<p>手帳に「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」が「第1種」または「第2種」と記載がある手帳が対象。</p> <p>窓口で乗車券を購入する時または料金支払う時に障害者手帳を提示することによって割引が受けられます。「第1種」、「第2種」で割引内容が異なりますので、各窓口を確認のうえ割引を受けてください。</p> <p>窓口…各JR、私鉄、バス、航空会社等事業者</p>
タクシー料金の割引	<p>乗車時に身体障害者手帳及び療育手帳を提示し、写真と本人を確認後、10%割引が受けられます。詳しくは各タクシー会社へお問い合わせください。</p> <p>窓口…各タクシー会社</p>
訪問理美容サービス (費用の2割自己負担)	<p>理容又は美容院へ行くことが困難な場合に理容師又は美容師が家庭を訪問して散髪等を行います。</p> <p>対象…肢体不自由 1、2級 (年間に最大4回利用可能)</p> <p>窓口…深谷市社会福祉協議会 Tel573-6563</p>
寝具洗濯乾燥消毒サービス (費用の1割自己負担)	<p>布団を集配に伺い丸洗い又は乾燥消毒を行います。</p> <p>対象…肢体不自由 1、2級 (年間に最大4回利用可能)</p> <p>窓口…深谷市社会福祉協議会 Tel573-6563</p>
福祉車両貸出事業	<p>通院や公共交通機関への諸手続き等の交通手段を目的として、福祉車両(リフト付、スロープ付、シート回転付車両)の貸出や、運転ボランティアを派遣します。</p> <p>対象…①要支援・要介護認定を受けているかた ②身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児) (公共交通機関の利用が困難な場合)</p> <p>窓口…深谷市社会福祉協議会 Tel573-6563</p>
有償家事援助サービス	<p>30分450円(1日の最長利用時間は90分) 午前8時から午後5時まで 部屋の掃除、洗濯・布団干し、ゴミ出し、食事の支度、買い物など協力会員の活動のできる範囲でサービスを提供します。(身体に触れる行為は対象外)</p> <p>対象…社会福祉協議会の会員である以下のかた ① 65歳以上のかたがいる世帯 ② ひとり親世帯 ③ 就学前の乳幼児がいる世帯 ④ 障害のあるかたがいる世帯 ⑤ ケガや病気により一時的に援助が必要な世帯</p> <p>窓口…深谷市社会福祉協議会 Tel573-6563</p>

サービス	内 容
点字及び声の広報	<p>視覚障害者を対象に、点訳及び音訳ボランティアの協力により、市の広報紙を点字やCDにして発行しています。</p> <p>窓口…深谷市社会福祉協議会 Tel048-573-6563</p>
障害があるかたに対する 駐車禁止除外の許可	<p>手帳を所持する歩行困難なかたは、ステッカーを掲示すれば、駐車禁止区内(法定禁止区内を除く)でも、他の交通が妨げにならなければ駐車ができます。</p> <p>対象者の条件がありますので、詳細は下記窓口にご相談下さい。</p> <p>窓口…深谷警察署 Tel575-0110 または 寄居警察署 Tel581-0110</p>
NTT104番号案内の無料利用 (ふれあい電話)	<p>番号案内が無料で利用できます。下記窓口にご連絡いただき、オペレーターに「ふれあい案内」とお申し出ください。</p> <p>なお、NTT以外と契約している場合は、同様のサービスを提供していることがありますので、契約先にご確認ください。</p> <p>対象…視覚障害 1～6級・肢体不自由 1、2級(上肢・体幹又は脳性麻痺による運動機能障害のかた)・聴覚障害 2～6級(1級、5級はなし)・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3級、4級(1級、2級はなし)・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者</p> <p>窓口…NTT東日本ふれあい案内担当 Tel 0120-104174</p>
携帯電話基本使用料・通話料等の割引	<p>割引の内容は手帳の内容や等級又は事業者により異なりますので、詳しくは各携帯電話事業者にお問い合わせください。</p> <p>難病等により、特定疾患医療受給者証をお持ちの方も対象になることがあります。</p> <p>窓口…各携帯電話事業者</p>
青い鳥郵便葉書の無償配付	<p>年1回通常郵便はがきを20枚無料で配布します。受付期間は年度により若干異なりますが、概ね4月初旬から5月下旬まで最寄りの郵便局で手帳を提示してお申し込みできます。</p> <p>対象…身体障害者手帳1、2級、療育手帳(A)、A</p> <p>窓口…最寄りの郵便局 Tel0120-23-28-86</p>
銀行の貯金、預貯金等の利子所得等の非課税	<p>元本又は額面350万円を限度として、その預貯金等の利子等が非課税となります。</p> <p>対象…身体障害者手帳、療育手帳 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>窓口…各金融機関</p>

サービス	内 容
歯科医療サービス	<p>障害や疾病などによって一般医療機関では治療が困難な方を対象に、歯科医療を行います。</p> <p>受診にあたって、紹介制になりますので、かかりつけ歯科病医院または障害福祉課からの紹介の上、予約をしていただくことになります。</p> <p>対象…障害者(児)、有病者、それに準じるもの</p> <p>窓口… 埼玉県立皆光園障害者歯科診療所 TEL574-8211 Fax578-5030</p> <p>※予約申込書は、障害福祉課にあります。</p>
県営住宅抽選優遇	<p>申込み時、「高齢者・障害者住宅」に申込みすることができます。また、障害等の内容により、優遇抽選資格を得ることができます。</p> <p>窓口…埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 TEL524-7963 Fax524-9769</p> <p>※申込書は、建築住宅課にもあります。</p>
110 番アプリシステム	<p>聴覚に障がいのある方など、音声による 110 番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。スマートフォンに専用のアプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を事前に登録することで、利用が可能となります。</p> <p>窓口…埼玉県警察本部 通信指令課 TEL048-832-0110</p>

※ 企業により、本手引きに記載のない独自の事業を実施している場合もありますので、各事業所へご確認ください。

権利擁護

<p>福祉サービス利用援助事業 (あんしんサポートねっと)</p>	<p>・基本サービス(①は必須) ① 福祉サービス利用援助 ・選択サービス(②～④は選択) ② 日常生活上の手続き援助 ③ 日常的金銭管理 ④ 書類預かりサービス</p> <p>対象者…下記のいずれにも該当するかた ① 認知症、知的障害、精神障害などで日常生活を送るうえで必要なサービスを自分だけでは利用することが困難なかた ② 本事業の契約内容を理解できるかた</p> <p>窓口…深谷市社会福祉協議会 TEL573-6561</p>
<p>○成年後見サポートセンター</p>	<p>① 一般相談…職員が電話や窓口で成年後見制度に関する相談に応じます。 ② 専門職相談…①の一般相談を受けたかたで、より専門的な支援が必要なかたについて、予約制により法律または福祉の専門職が相談を受けます(職員も同席いたします)。</p> <p>対象者…市内にお住まいのかたとその関係者</p> <p>窓口…深谷市社会福祉協議会 TEL573-6561</p>
<p>○法人後見</p>	<p>成年後見制度(法定後見制度)の利用が必要であるが、適切な成年後見人等の候補者がいない時に、深谷市社会福祉協議会が成年後見人等(受任候補者)となり、本人の身上保護や財産管理などを行います。</p> <p>対象者…成年後見人等が必要である市内にお住まいのかたで、親族や専門職による適切な成年後見人等が得られなにかた。</p> <p>窓口…深谷市社会福祉協議会 TEL573-6561</p>

※成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではないかたについて、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

情報・相談窓口

情報

WAMNET(ワムネット) <http://www.wam.go.jp>

…障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の情報について、指定機関(都道府県・市町村)及び各事業者からの提供情報をインターネットで掲載しています。

相談窓口

…地域において生活支援を必要とする在宅の障害者およびその家族を対象に、福祉サービスの相談、福祉情報の提供、専門機関の紹介等を行っています。

☆身体・知的障害・精神障害・難病患者

深谷市障害者相談支援センター いっきゅう

住所:深谷市仲町11-1(深谷市役所障害福祉課内)

TEL577-5524 FAX574-6667

時間:(月)~(金)午前8時30分から午後5時15分まで

※(木)は、午後7時15分まで

※(土)(日)(祝日)・年末年始(12/29~1/3)は休み

☆精神障害

地域生活支援センター 向陽(こうよう)

住所:熊谷市石原519-5

TEL599-2020 FAX520-5528

時間:窓口(月)~(土)午前9時から午後5時まで

電話(月)~(土)午前9時から午後5時15分まで

※日・祝日・年末年始は休み

深谷市障害者基幹相談支援センター うらら

…相談支援体制の中核的な役割を担うことを目的に設置されたセンターです。総合的、専門的な相談支援を提供してくれるとともに、地域移行や地域定着支援、権利擁護や虐待防止の啓発を行います。

住所:深谷市境168-1(春陽の里内)

TEL551-8777 FAX 551-8778

深谷市障害者虐待防止センター(深谷市障害者基幹相談支援センター うらら内)

…「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、虐待を受けた障害者や虐待と疑われる行為等を発見したかたからの通報を受ける窓口が設置されています。※通報したかたの秘密は守られます。

☆通報受付・相談窓口

通報専用電話 070-3666-1199(24時間365日対応)

埼玉県虐待通報ダイヤル

…H30年4月1日付けで施行された埼玉県虐待防止条例に基づき、県では児童・高齢者・障害者虐待に対応するための相談窓口として、24時間365日受付可能な虐待通報ダイヤルを設置しています。

☆通報先電話番号

#7171(24時間365日対応)

深谷市障害者就労支援センター

…障害のあるかたで就労に関して支援を必要とするかたや事業主・教育機関・施設・医療機関などの障害者の就労を支えるかたを対象に就労支援をしています。

※事前予約をお願いします。

深谷市社会福祉協議会 電話:573-6561 住所:深谷市本住町12-8

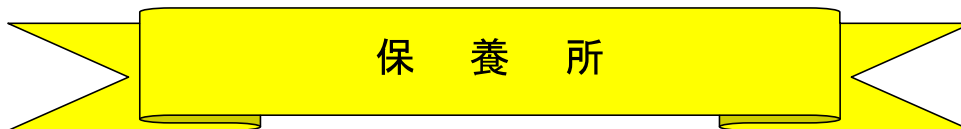
福祉総合相談窓口(通称:ふくしの窓口)

…複合的な課題を抱え、どこに相談してよいかわからない方に対し、福祉サービスのコーディネートを行い、関係部署と相談者をつなぎます。

場所:深谷市役所本庁舎 1階9番窓口 福祉政策課内

TEL:048-568-5014 FAX:048-574-6667

Mail:fukusi@city.fukaya.saitama.jp



伊豆潮風館 障害者のご家族が気軽に宿泊、休養できる施設です。
埼玉県が開設した施設ですが、他県のかたも利用できます。

- ・申込み 埼玉県内で障害をお持ちのかたは利用日の6ヶ月前の月初めから、それ以外のかたは3ヶ月前の月初めから、電話、FAX、じゃらんネット、ホームページからの予約、E-mailで伊豆潮風館へ
- ・交通 伊豆急線伊豆高原駅下車、送迎用マイクロバス利用
直行便バス利用(おおむね20人以上の障害者団体)
- ・問合せ 伊豆潮風館 静岡県伊東市富戸先原 1317-89
Tel0557-51-1504 Fax0557-51-3436

深谷市役所

電話番号 571-1211

住所: 〒366-8501 深谷市仲町 11 番1号

窓口名	電話番号	ファックス番号
障害福祉課	571-1011	574-6667
障害者相談支援センターいっきゅう	577-5524	
長寿福祉課	574-6645	
生活福祉課	574-6644	
福祉政策課	568-5041	
岡部市民生活課 福祉係	585-2214	585-0255
川本市民生活課 福祉係	583-2532	583-2794
花園市民生活課 福祉係	584-1121	584-0929
こども青少年課	574-6646	551-4480
保育課	574-8648	
市民税課	574-6637	574-6674
保険年金課	574-6641	579-6972
保健センター	575-1101	574-6668
消防指令課	571-0119	571-5898

その他の機関

窓口名	電話番号	ファックス番号
深谷市社会福祉協議会	573-6563	573-0806
熊谷保健所	048-523-2811	048-523-4486
熊谷年金事務所	048-522-5012	048-529-2175
熊谷税務署	048-521-2905	※048-833-9680
自動車税事務所熊谷支所	048-532-8011	048-530-1011
(福)埼玉聴覚障害者 情報センター	048-814-3353	048-814-3355 (聴覚障害者相談員専用)

※熊谷税務署のファックス番号は聴覚障害者のかたのみお使いください。

その番号は関東信越国税局の税務相談室につながります。